

研修実施における新型コロナウイルス感染症対策指針

令和2年6月17日
(公財) いきいき岩手支援財団

1 研修実施に当たっての基本指針

(1) 研修の実施について

国及び岩手県の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、「三つの密」を避けるとともに、「マスクの着用」、「手洗いや消毒の実施」など基本的な感染防止対策を講じるものとする。

そのうえで、研修実施中に新たに生じた課題等や国及び岩手県の新たな方針等を踏まえ、それらの対処を十分に検討し、研修実施機関としての役割を可能な限り果たしていく。

また、研修の実施、延期又は中止の判断は開催予定の1か月前までに行い、ホームページ等により周知する。(緊急事態発生時はこの限りではない。)

(2) 研修の延期、中止等について

国の「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令され、岩手県が特定警戒都道府県に指定された場合等には、岩手県保健福祉部長寿社会課(以下「県」という。)と研修実施の可能性を協議の上、延期、中止等の判断を行う。

また、研修実施期間中において、研修講師、事務局職員及び受講者(以下「研修参加者」という。)に、感染の疑い又は感染が判明した場合も同様とする。

2 具体的な感染防止対策

(1) 研修参加者の基本行動(研修案内等に記載する事項)

集合研修、施設・事業所や利用者宅での実習など研修場所の如何に関わらず、研修参加者は自ら次の感染防止行動を行う。

ア 研修開催期間中、毎朝、検温する。

イ 研修会場(研修施設等)では、マスク(必要に応じてフェイスシールド)を着用する。
(講師はこの限りではない。)

ウ 研修会場(研修施設等)に入場するごとに、消毒液(消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等)により手指を消毒する。

エ 研修中においては、いわゆるソーシャルディスタンスの確保に努める。

(2) 研修参加の禁止(研修案内等に記載する事項)

集合研修、事業所や利用者宅での実習など研修の場所の如何に関わらず、研修参加者は以下の場合には研修の参加を取り止める。

ア 体温が平熱比+1度を超過した場合

イ 軽度であっても咳・のどの痛みなど感冒(かぜ)のような症状がある場合

ウ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさがある場合

エ 2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

(3) 研修の実施に当たっての事務局職員が行う感染防止対策

事務局職員は、研修会場が三つの密にならないよう整備する。

ア 密閉空間対策

- 1) 会場のドアのほか、対角線となる窓等を1時間に2回、5分程度空けて、換気を行う。
- 2) できる限り、1時間ごとに休憩をとり、トイレの混雑を避けるようにするものとする。
(なお、トイレは、随時利用できることをあらかじめ伝えておくものとする。)
- 3) 換気により室温が大きく変化することも考えられるため、温度調節が可能な服装等で参加するよう、受講者に対し事前に周知する。(研修案内等に記載する事項)

イ 密集対策

受講者数は、国が示す基準(別表)に基づくものとするほか、借上げ施設の規定に従う。

【別表】令和2年5月25日新型コロナウイルス感染症対策本部が示す基準(抄)

区分		収容率	人数上限
6月1日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔	200人
6月19日～	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔	2000人

ウ 密接対策

- 1) 研修中の講師と受講者、受講者同士の間隔は2mを確保するよう努める。(最低1m)
 - ① ワークを行う場合には、可能な限りグループワークやペアワークではなく個人ワークにより行うものとする。
 - ② 対面でのワークはできる限り避けることとし、行う場合は1グループ当たりの人数を少なくし、時間も短時間で行うものとする。
- 2) 昼食時等休憩時間
昼食を摂るときなどは、原則として自席で食べることとし、移動する場合は、他の受講者との間隔をとるよう促すものとする。

(4) 事務局職員の感染防止業務

- ア 会場入口及び班のテーブル等に消毒液噴霧ポンプ、除菌シート等を設置する。
- イ 研修参加者が共用する、マイク、PC、レーザーポインターなどの物品は使用者が替わるとともに消毒するものとする。
- ウ ドアノブ、電灯スイッチ等については、事務局職員が随時消毒するものとする。
- エ 受講者用テーブルは、昼食の前後、研修終了後、受講者自ら消毒するよう促す。

(5) 事務局が直接運営できない実習研修等

ア 協力施設での実習研修等

受講者は、上記2の(1)研修参加者の基本行動及び(2)研修参加の禁止に記載されている事項を遵守するとともに、協力施設の受入方針等に従う。

なお、協力事業者から協力することを辞退された場合には、代替案を検討する。

イ 自施設での実習

受講者は、上記アに記載の基本行動等を遵守するとともに、自施設の感染防止対策方針等に従う。

ウ 県との協議

上記ア又はイの研修が協力施設等の方針で実施できない場合には、県と協議する。

3 研修参加者に新型コロナウイルスに感染が判明したときの対応

(1) 感染の疑いがある場合

受講者は受講中に発熱、息苦しさ等の体調不良となったときは、速やかに事務局職員にその旨報告するものとし、事務局職員は直ちに受講を中止させて医療機関への受診を促す。

(2) 感染が判明した場合

ア 研修参加者に感染が判明したときは、保健所の指示に基づき緊急連絡先等のデータを提供する等感染防止に協力する。

なお、個人情報の提供について事前に同意を得ておく。

イ 上記1の研修の延期、中止の方針に従うとともに、その後の研修の実施等について、県と協議する。

4 その他

(1) 今後の研修実施のあり方については、国や他県の動向を注視しながら、遠隔研修の可能性を検討していく。

(2) この対策方針に関して疑義が生じたときは、その都度、検討・見直しを行う。